

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月29日に支給された賞与について、標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月

私は、平成 18 年 11 月 1 日から 19 年 4 月 15 日までの期間において A 社に勤務していたが、年金記録によると、18 年 12 月に支給された冬期賞与に係る記録が無かった。

申立期間における支給明細書を所持しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された冬期賞与に係る支給明細書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受け、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該支給明細書には、賞与の支給年月日が記載されていないが、同僚のオンライン記録から判断すると、申立期間に係る賞与の支給日は、平成 18 年 12 月 29 日であると認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月15日は42万円に、同年11月25日は4万円に、同年12月10日は56万円に、16年7月12日は42万円に、同年11月25日は3万8,000円に、同年12月10日は54万5,000円に、17年7月1日は40万9,000円に、同年10月25日は7万6,000円に、同年12月2日は56万円に、18年10月31日は11万7,000円に、19年7月10日は43万5,000円に、同年11月16日は12万円に、同年12月14日は58万円に、20年7月10日は43万5,000円に、同年11月14日は12万円に、21年11月24日は8万円に、同年12月24日は58万円に、22年7月15日は43万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年11月25日
③ 平成15年12月10日
④ 平成16年7月12日
⑤ 平成16年11月25日
⑥ 平成16年12月10日
⑦ 平成17年7月1日
⑧ 平成17年10月25日
⑨ 平成17年12月2日
⑩ 平成18年10月31日
⑪ 平成19年7月10日
⑫ 平成19年11月16日
⑬ 平成19年12月14日
⑭ 平成20年7月10日

⑮ 平成 20 年 11 月 14 日

⑯ 平成 21 年 11 月 24 日

⑰ 平成 21 年 12 月 24 日

⑱ 平成 22 年 7 月 15 日

全ての申立期間について、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額に係る記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与の支給明細書及びA社から提出された給与集計表により、申立人は、全ての申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与明細書及び給与集計表において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 15 日は 42 万円に、同年 11 月 25 日は 4 万円に、同年 12 月 10 日は 56 万円に、16 年 7 月 12 日は 42 万円に、同年 11 月 25 日は 3 万 8,000 円に、同年 12 月 10 日は 54 万 5,000 円に、17 年 7 月 1 日は 40 万 9,000 円に、同年 10 月 25 日は 7 万 6,000 円に、同年 12 月 2 日は 56 万円に、18 年 10 月 31 日は 11 万 7,000 円に、19 年 7 月 10 日は 43 万 5,000 円に、同年 11 月 16 日は 12 万円に、同年 12 月 14 日は 58 万円に、20 年 7 月 10 日は 43 万 5,000 円に、同年 11 月 14 日は 12 万円に、21 年 11 月 24 日は 8 万円に、同年 12 月 24 日は 58 万円に、22 年 7 月 15 日は 43 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降にあっては、年金事務所）に届け出ておらず、当該保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月から48年11月まで
年金記録が送られてきて、申立期間の国民年金記録が無いことに気が付いた。

当時市役所に勤務していた父が、私の20歳時の国民年金加入手続と申立期間の保険料納付をしてくれており、記録が無いということに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳の時に申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、市役所の被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金は、結婚後の昭和48年12月4日に新規で任意加入の手続が行われ、同年同月22日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立期間は国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで調査を行うも、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の状況を聴取することができず、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから申立期間当時の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。